

○修学要綱

平成10年4月1日

制定

最近改正 令和2年7月20日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、大阪電気通信大学学則第21条、第22条及び第24条の規定に基づき、修学に関して必要な事項を定める。

(教育課程の編成方法)

第2条 教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当する。

2 前項に規定する必修科目及び選択科目の区分は次のとおりとする。

- (1) 必修科目とは、卒業までに必ず単位を修得しなければならない授業科目をいう。
- (2) 選択科目とは、総合科目及び専門教育科目の区分ごとに所定の単位数を修得しなければならない授業科目をいう。

(授業科目の授業期間)

第3条 授業科目の授業を行う期間は次のとおりとする。

- (1) 前期に開講する授業科目を前期科目という。
- (2) 後期に開講する授業科目を後期科目という。
- (3) 1年間を単位として開講する授業科目を通年科目という。

2 前項の授業科目の中には、特定期間に集中して授業を行うことがある。

3 一部の授業科目については、年度によってその開講する授業期間を変更することがある。

4 一部の授業科目については、年度によって開講しないことがある。

(授業時間)

第4条 授業時間は、次のとおりとする。

時限	寝屋川キャンパス	四條畷キャンパス
1時限	9：00～10：30	9：30～11：00
2時限	10：40～12：10	11：10～12：40
3時限	13：00～14：30	13：30～15：00
4時限	14：40～16：10	15：10～16：40
5時限	16：20～17：50	16：50～18：20
6時限	18：00～19：30	18：30～20：00

2 原則として、授業時間は、1時限から5時限までとする。

(クラス編成)

第5条 授業科目によっては、クラスに分けて授業を行うことがある。

第2章 授業科目の履修

(履修登録)

第6条 履修する授業科目は、登録しなければならない。

- 2 登録の時期は、前期及び後期の初めとする。
- 3 不合格等により、同じ授業科目を再度履修するときは、改めて登録しなければならない。
- 4 登録をしない授業科目は、単位を与えない。
- 5 一つの授業時間に2科目以上の授業科目を重複して登録することはできない。
- 6 上位年次配当の授業科目は登録することができない。
- 7 単位を取得した授業科目は、再度登録することができない。

(授業出席の義務)

第7条 学生は、授業に出席し、遅刻、欠席等のないように努めなければならない。

- 2 正当な理由がなく出席が常でない者は、科目担当者の判断によりその科目の受験資格を失うことがある。
- 3 欠席証明書は、次の各号のいずれかに該当する事由で授業を欠席した場合に、その理由を証する書類を提出した者に対して学務課又は四條畷学務課で発行する。
 - (1) 病気又は負傷等、医師が就学に耐えられないと判断したもの(医師の診断書が必要)
 - (2) 3親等以内の親族の死亡又は葬儀による忌引(公的証明書の写し又は葬儀日程がわかるものが必要。原則3日間以内)
 - (3) 交通機関による1時間以上の遅延(交通機関の遅延証明書が必要)
 - (4) 学会発表及び本学の教育目的と密接な関係があると認められる重要な資格試験のため(事前に証明できる書類を添付し、申し出が必要)
 - (5) 就職試験(事前に証明できる書類を添付し、申し出が必要)
 - (6) 教育実習及び教員免許状取得に関わる介護等の体験(事前の申し出が必要)
 - (7) 課外活動の公式試合(事前に証明できる書類を添付し、申し出が必要)
 - (8) 大阪府以外の地域の特別警報又は警報等による登学不能
 - (9) その他やむを得ないと認めた場合

第3章 進級・卒業要件

(進級・卒業要件)

第8条 各年次への進級及び卒業の要件は、別表第1のとおりとする。

(進級・卒業判定)

第8条の2 進級の判定は、各年度の3月に行う。

- 2 卒業の判定は、4年次生及び卒業の見込がある3年次生について行い、当該判定の時期は、第20条第2項及び第3項に定める単位授与の時期とする。
- 3 前項により卒業判定した結果、卒業要件を満たす場合、当該時期をもって卒業とする。ただし、年度途中の場合は、当該学生の願い出により、当該年度の9月又は3月に変更を認めることがある。

(卒業延期)

第9条 4年次生で第8条の要件を満たさず卒業できなかった場合は、卒業延期とする。

- 2 卒業延期となった者は、卒業延期生という。

第4章 試験

(試験の区分)

第10条 試験は、定期試験、追試験及び再試験とする。

- 2 定期試験は、原則として学期末に行う。ただし、特別の事情により学期末以外に行うことがある。
- 3 追試験は、病気その他やむを得ない理由により定期試験を受験できなかった者に対して行う試験をいう。
- 4 再試験は、試験の結果、不合格となった授業科目について4年次生に限り再度行う試験をいう。
- 5 一部の授業科目については、口頭試問、レポート及びその他の資料によって試験に替えることがある。

(試験の時間)

第11条 定期試験の時間は、次のとおりとする。

時限	時間
1時限	9：30～10：30
2時限	10：50～11：50
3時限	12：50～13：50
4時限	14：10～15：10
5時限	15：30～16：30

(受験の制限)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合は、試験を受験することはできない。

- (1) 休学又は停学期間中の場合
- (2) 授業科目担当者より出席が常でない等の理由により受験資格なしと認められた場合
(学生証等の提示)

第13条 試験の受験者は、定刻までに指定された試験室に入り、常に学生証を机の上に置かなければならない。

2 追試験又は再試験の受験者は、前項によるほか、受験票を机の上に置かなければならない。
(遅刻及び退室)

第14条 試験開始後30分以内の遅刻は、受験を認める。ただし、試験時間は延長しない。

2 受験者の退室は、試験開始後40分を経過してから認める。

(参照・持込許可条件)

第15条 試験時における参照・持込許可物については、次のとおりとする。

記号	参照・持込許可物
A	一切不可
B	すべて可
C	教科書
D	自筆ノート(コピーは一切不可)
E	電卓(機能性能上の限定はしない)
F	<C、D、E以外の指定物>

2 受験中、机の上におくことのできる物品は、学生証及び前項に規定する物品のほかは次のとおりとする。

- (1) 筆記用具(ボールペン、万年筆、鉛筆、消しゴム、小刀等)
 - (2) 時計(ただし、電子計算機、辞書機能つきは除く。)
 - (3) 定規、物差し、コンパス(ただし、科目担当者が使用を認めない場合がある。)
- (不正行為)

第16条 試験中に不正行為をした者に対する取り扱いは、別に定める。

(追試験)

第17条 追試験を受験できる者は、次の各号のいずれかに該当する事由により定期試験を受験できなかった者とする。

- (1) 病気又は負傷等、医師が就学には耐えられないと判断したもの(医師の診断書が必要)
- (2) 3親等以内の親族の死亡又は葬儀による忌引(公的証明書の写し又は葬儀日程がわか

るものが必要。原則3日間以内)

- (3) 交通機関による1時間以上の遅延(交通機関の遅延証明書が必要)
- (4) 学会発表及び本学の教育目的と密接な関係があると認められる重要な資格試験のため(事前に証明できる書類を添付し、申し出が必要)
- (5) 就職試験(事前に証明できる書類を添付し、申し出が必要)
- (6) その他学部長がやむを得ないと認めた場合(学務課又は四條畷学務課が指定する証明書が必要)

2 追試験の受験を希望する場合は、当該科目の試験実施日から数えて3日以内(窓口休止日を除く)に、「追試験受験願」と受験できなかった理由を証する書類を添えて提出しなければならない。

3 追試験を欠席した者については、再度の追試験を行わない。

(再試験)

第18条 再試験を受験できる者は、4年次生で、かつ次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 卒業要件に対する単位不足者
- (2) 教育職員免許状取得又は無線従事者免許取得のための必要単位不足者

2 前項第1号の不足単位数のうち、選択必修科目及び選択科目の受験できる単位数は、それぞれの不足単位数の3倍までとする。

3 再試験を実施しない授業科目は、次のとおりとする。

- (1) 定期試験を実施しない実験、実習、実技、演習又は製図の授業科目
- (2) 教職課程における次の科目

代数学1、代数学2、幾何学1、幾何学2、解析学1、解析学2

- (3) その他学科が指定する授業科目

4 再試験は、年度末に実施する。ただし、卒業延期生については、6月及び9月に実施することがある。

5 再試験の受験手続きは、指定の期日に再試験受験願を提出し、別に定める再試験料を納入しなければならない。

第5章 成績及び単位

(成績の評価)

第19条 成績の評価は、次の基準のとおりとし、A、B、Cを合格、Dを不合格とする。

2 成績は、最高を100点とし、60点以上を合格とする。

評語	点数
A	100点～80点
B	79点～70点
C	69点～60点
D	59点～0点

- 3 未受験等により評価不可能の場合は、Eの評語をもって表す。
- 4 休学又は懲戒による停学が含まれる場合は、登録した授業科目の成績を評価しないことがある。
- 5 学則第24条第3項に規定するG(合格)、D(不合格)の評語をもって表す授業科目は、次のとおりとする。
- (1) 卒業研究、卒業制作又は卒業設計
 - (2) その他学科で定める授業科目
- 6 学則第24条の2、第24条の3及び編入学に関する規則第6条の規定により単位を認定した授業科目については、Nの評語をもって表す。

(単位の授与)

第20条 前条の規定により、合格と判定した授業科目については、所定の単位を与える。

- 2 単位を授与する月は、9月又は3月とする。
- 3 卒業延期生に対しては、再試験等で合格した授業科目について、第2項に規定するほか、6月に単位を与える場合がある。

(総合成績評価)

第21条 第19条の成績の評価に対して次の各号に掲げるグレード・ポイントを設定し、不合格の授業科目を含めて、履修科目のグレード・ポイントの平均(グレード・ポイント・アベレージ(以下「GPA」という。))を算出し、総合成績評価を行う。

成績評価(100点満点)	科目グレード・ポイント
(1) 90点以上	4
(2) 80点以上89点以下	3
(3) 70点以上79点以下	2
(4) 60点以上69点以下	1
(5) 59点以下	0
(6) 未受験	0

- 2 前項のGPAは、科目グレード・ポイントに各科目単位数を乗じ、その総和を履修登録単

位数の総和で除して算出する。

- 3 GPAは、修学指導、学業優秀賞、各種奨学金及び大学院内部進学の対象者選抜等に用いる。
- 4 GPAの数値により、次の各号の修学指導を行う。
 - (1) 年間GPAが0.600未満の者には、学科主任又はグループ担任が修学状況に関する面談を行い、改善を促す。
 - (2) 連続する2学期において、各学期のGPAが共に0.600未満の者には、学科主任又はグループ担任が保護者同席の上で、修学に関する指導を行う。
 - (3) 1年次後期以降で、連続する3学期において当該期間のGPAが0.600未満の者には、学部長が退学を勧告することができる。

第6章 その他

(編入学等の教育課程適用)

第22条 編入学、再入学、転部及び転科の者の教育課程は、それぞれ在籍する年次の教育課程を適用する。

(交通機関の運行停止又は台風等による授業及び定期試験の取り扱い)

第23条 交通機関の運行停止又は台風等によって次の各号に定めるいずれかの事態が生じたときの授業及び定期試験の取り扱いは、第2項及び第3項の定めるところによる。

- (1) 特別警報又は暴風警報が大阪府下のいずれかの地域に発令されたとき
 - (2) 交通機関が次のいずれかにより運行を停止しているとき
 - ア 京阪電鉄本線の全面運行停止
 - イ 大阪メトロとJR大阪環状線の同時運行停止
 - ウ JR学研都市線の全面運行停止(四條畷キャンパスのみ)
 - エ 四條畷キャンパスに入構する路線バス(京阪バス及び近鉄バス)の同時運行停止(四條畷キャンパスのみ)
- 2 授業の取り扱いは、次のとおりとする。
- (1) 午前7時の時点で前項各号の事態となっている場合は、1時限及び2時限の授業を休講とする。
 - (2) 午前10時の時点で前項各号の事態が解消しているときは、3時限からの授業を行う。
 - (3) 午前10時の時点で前項各号の事態となっている場合は、3時限から5時限までの授業を休講とする。
 - (4) 午後4時の時点で前項各号の事態が解消しているときは、6時限からの授業を行う。

- (5) 午後4時の時点で前項各号の事態となっている場合は、6時限の授業を休講とする。
- (6) 学外での実習等の場合は、各実習先又は実習担当教員の指示に従うものとする。
- 3 定期試験期間中の取り扱いは、次のとおりとする。ただし、第1項第2号ウ又はエに該当する場合、寝屋川キャンパスについても適用することがある。
- (1) 午前7時の時点で第1項各号の事態となっている場合は、1時限及び2時限の定期試験は行わない。
- (2) 午前10時の時点で第1項各号の事態が解消しているときは、3時限からの定期試験を行う。
- (3) 午前10時の時点で第1項各号の事態となっている場合は、3時限から5時限までの定期試験を行わない。
- 4 授業又は定期試験時間中に、特別警報又は暴風警報が発令されたとき、又はその他自然災害等が発生したときの授業及び定期試験の取り扱いについては、学長の指示による。
- (改廃)

第24条 この要綱の改廃は、教務委員会からの発議に基づき、運営会議での審議を経て学長が決定し、教授会に報告するとともに理事長に報告する。

附 則

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 履修要綱(昭和36年4月1日制定)は廃止する。

附 則

この規則は、平成10年6月11日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 第21条にかかわらず、工学部第1部電子工学科および情報工学部情報工学科に在籍する者のうち平成10年度以前に入学した者、平成11年度2年次以上に編入学または再入学した者には従前の教育課程を適用する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

2 第8条の適用については、工学部第1部および第2部に、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に在籍する者で、施行日以後も引き続き在籍するものには、従前の規定を適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年10月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第1第5号については、平成15年度以前に入学した者、平成16年度に2年次以上に編入学または再入学した者、平成17年度に3年次以上に編入学または再入学した者および平成18年度に4年次に再入学した者は、従前の当該規定を適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第1第1号および第3号から第6号までについては平成17年度以前に入学した者は、従前の当該規定を適用する。

附 則

1 この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

2 工学部第2部については、施行日以後も引き続き当該学部 に在籍する者には、従前の規定を適用する。

3 改正後の第18条第3項第2号の適用については、平成17年までの教育課程適用者には、従前の規定を適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1第2号および第7号から第8号までについては平成20年度以前に入学した者は、従前の当該規定を適用する。

附 則

この要綱は、平成21年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1第3号については、平成21年度以前に入学した者、平成22年度に2年次以上に再入学した者、平成23年度に3年次以上に再入学した者及び平成24年度に4年次に再入学した者は、従前の当該規定を適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1第11号については、平成24年度以前に入学した者、平成25年度に2年次以上に編入学、再入学又は転部した者、平成26年度に3年次以上に編入学、再入学又は転部した者及び平成27年度に4年次に再入学した者は、従前の当該規定を適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1第4号及び第6号については、当該学科に平成27年度以前に入学した者、平成28年度に2年次以上に編入学、再入学、転部又は転科した者、平成29年度に3年次以上に編入学、再入学、転部又は転科した者及び平成30年度に4年次に編入学又は再入学した者は、従前の当該規定を適用する。
- 3 改正後の別表第1第11号については、金融経済学部アセット・マネジメント学科に平成25年度に入学した者、平成26年度に2年次に転部した者及び平成27年度に3年次に編入学した者に準用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1第10号については、当該学科に平成28年度以前に入学した者、平成29年度に2年次以上に編入学、再入学、転部又は転科した者、平成30年度に3年次以上に編入学、再入学、転部又は転科した者及び平成31年度に4年次に再入学した者は、従前の当該規定を適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1第10号については、デジタルゲーム学科に平成29年度以前に入学した者、平成30年度に2年次以上に編入学、再入学、転部又は転科した者、平成31年度に3年次以上に編入学、再入学、転部又は転科した者及び平成32年度に4年次に再入学した者は、従前のデジタルゲーム学科の当該規定を適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第21条については、平成29年度以前に入学した者、平成30年度に2年次以上に編入学又は再入学した者、平成31年度に3年次以上に編入学又は再入学した者、平成32年度に4年次に編入学又は再入学した者は、従前の当該規定を適用する。
- 3 別表第1の各年次進級要件における単位及び科目の指定に関する変更については、従前の教育課程適用者についても適用する。また、当該変更に伴う表外注記の改正についても同様に適用する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日より施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1第1号から第11号までについては、平成30年度以前に入学した者、平成31年度に2年次以上に編入学又は再入学した者、平成32年度に3年次以上に編入学又は再入学した者、平成33年度に4年次に編入学又は再入学した者は、従前の当該規定を適用する。

附 則

- 1 この要綱は、2020年4月1日より施行する。
- 2 改正後の別表第1第5号から第7号までについては、当該学科に2019年度以前に入学した者、2020年度に2年次以上に編入学、再入学、転部又は転科した者、2021年度に3年次以上に編入学、再入学、転部又は転科した者及び2022年度に4年次に編入学又は再入学した者は、従前の当該規定を適用する。

附 則

- 1 この要綱は、2020年4月1日より施行する。
- 2 改正後の別表第1第1号、第6号から第7号及び第9号については、当該学科に2019年度以前に入学した者、2020年度に2年次以上に編入学、再入学、転部又は転科した者、2021年度に3年次以上に編入学、再入学、転部又は転科した者及び2022年度に4年次に編入学又は再入学した者は、従前の当該規定を適用する。

附 則

この要綱は、2020年10月1日より施行する。

別表第1 進級・卒業要件一覧表

- (1) 工学部 電気電子工学科、電子機械工学科、機械工学科、基礎理工学科、環境科学科

(2020年度からの教育課程)

区分	卒業要件単位数					
	学科	電気電子工学科	電子機械工学科	機械工学科	基礎理工学科	環境科学科
総合科目	人文・社会・自然群	8～26単位	6～26単位	6～30単位	6～28単位	2～25単位

	外国語 群	選択必修科目	4～8単位	—	—	4～8単位	—	
		選択科目	0～4単位	4～12単位	4～12単位	0～4単位	3～12単位	
		計	6～12単位	4～12単位	4～12単位	4～12単位	3～12単位	
	健康・スポーツ 群		3～5単位	2～5単位	2～5単位	2～5単位	1～5単位	
	プロジ ェクト スキル 形成群	必修科目	2単位	2単位	—	—	—	
		選択科目	2～18単位	4～18単位	6～20単位	6～20単位	4～18単位	
		計	4～20単位	6～20単位	6～20単位	6～20単位	4～18単位	
	計		22～40単位	18～40単位	24～40単位	22～40単位	24～40単位	
	専門教 育科目	共通重 点科目	必修科目	4単位	—	4単位	2単位	3単位
			選択科目	0～2単位	—	2～6単位	0～4単位	0～8単位
計			4～6単位	—	6～10単位	2～6単位	3～11単位	
基礎専 門科目		必修科目	8単位	7単位	8単位	3単位	7単位	
		選択科目	7～26単位	17～39単位	11～24単位	15～29単位	16～48単位	
		計	15～34単位	24～46単位	19～30単位	18～32単位	23～55単位	
専門科 目		必修科 目	卒業研 究	8単位				
			卒業研 究以外	34単位	14単位	27単位	6単位	4単位

	選択必修科目	2～4単位	—	□A 5～7 単位	□a 4～ 24単位	6～10単 位
				□B 4～ 12単位	□b 4～ 22単位	
				□C 14～ 22単位	□c 4～23 単位	
				□D 10～ 20単位	□d 2～4 単位	
					□e 2～4 単位	
	選択科目	14～38単位	42～64単 位	—	0～34単位	16～56 単位
	特別選択科目	0～10単位	0～10単位	0～10単位	0～10単位	0～10単 位
	計	58～82単位	64～86単 位	68～79単 位	58～86単 位	34～74 単位
合計	128単位					

2年次進級要件	休学・停学期間を除き1年以上在学していること。
3年次進級要件	1 休学・停学期間を除き2年以上在学していること。 2 総修得単位50単位以上を修得していること。
4年次進級要件	1 休学・停学期間を除き3年以上在学していること。 2 卒業要件単位数のうち、100単位以上を修得していること。
卒業要件	休学・停学期間を除き4年以上在学し、卒業要件単位数128単位以上を修得していること。

(注1) 履修制限

一年度内に履修できる単位数は、48単位を超えないものとする。ただし、次の科目の単位数については履修制限単位数に含めない。

履修登録する時点で夏期及び春期集中科目として開講予定の科目

インターンシップ

学則別表第2に定める教職課程の科目 ただし、教育の基礎的理解に関する科目等の

うち次の科目は履修制限単位数に算入する。

発達心理学

現代社会と青年の心理

教育制度論

(注2) 留年生に対する特例措置

① 留年した1年次生で前年度までの進級要件に対する修得単位数が20単位以上の者は、1年次配当科目のほか、2年次に配当された科目のうち30単位以内の授業科目の履修を認める。

② 留年したことのある2年次生で前年度までの進級要件に対する修得単位数が50単位以上の者は、2年次配当科目のほか、3年次に配当された科目のうち30単位以内の授業科目の履修を認める。

(注3) 特別選択科目による他学科専門科目の履修について

自身の学科に無い他学科の学科専門科目のうち、実験、実習、演習、ゼミナール関連科目を除く授業科目について履修することができ、特別選択科目として10単位まで単位認定される。ただし、2年次生以上でかつ在籍年次より下の年次に配当されている授業科目を履修できることとする。また、科目担当教員の受講許可を必要とする。

(2) 工学部 建築学科

(平成30年度からの教育課程)

区分	卒業要件単位数			
総合科目	人文・社会・自然群		8～25単位	
	外国語群	選択必修科目	4～19単位	
		選択科目	0～11単位	
		計	6～23単位	
	健康・スポーツ群		3～6単位	
	キャリア形成群		6～18単位	
	計		24～40単位	
専門教育科目	基礎専門科目		24～40単位	
	専門科	必修科目	36単位	
		選択必修科目	卒業設計	8単位
			卒業研究	

	目	選択科目	12～36単位
		特別選択科目	0～10単位
		計	56～80単位
合計		128単位	

2年次進級要件	休学・停学期間を除き1年以上在学していること。
3年次進級要件	1 休学・停学期間を除き2年以上在学していること。 2 総修得単位50単位以上を修得していること。
4年次進級要件	1 休学・停学期間を除き3年以上在学していること。 2 卒業要件単位数のうち、100単位以上を修得していること。
卒業要件	休学・停学期間を除き4年以上在学し、卒業要件単位数128単位以上を修得していること。

(注1) 履修制限

一年度内に履修できる単位数は、50単位を超えないものとする。ただし、所定の単位を優れた成績をもって修得した者が、履修指導により認められた場合は、この限りではない。また、D評価で一旦不合格となった科目を履修するときの、当該科目の単位数についても履修制限単位数に含めない。

(注2) 留年生に対する特例措置

- ① 留年した1年次生で前年度までの進級要件に対する修得単位数が20単位以上の者は、1年次配当科目のほか、2年次に配当された科目のうち30単位以内の授業科目の履修を認める。
- ② 留年したことのある2年次生で前年度までの進級要件に対する修得単位数が50単位以上の者は、2年次配当科目のほか、3年次に配当された科目のうち30単位以内の授業科目の履修を認める。

(注3) 特別選択科目による他学科専門科目の履修について

自身の学科に無い他学科の学科専門科目のうち、実験、実習、演習、ゼミナール関連科目を除く授業科目について履修することができ、特別選択科目として10単位まで単位認定される。ただし、2年次生以上でかつ在籍年次より下の年次に配当されている授業科目を履修できることとする。また、自学科主任の許可及び科目担当教員の受講許可を必要とする。

(3) 医療健康科学部 医療科学科

(2020年度からの教育課程)

区分		卒業要件単位数		
総合科目	人文・社会・自然群、 外国語群、健康・ス ポーツ群	選択必修科目a		1～8単位
		選択科目		13～39単位
		計		14～40単位
専門教育科目	専門科目	必修科目	卒業研究	8単位
			卒業研究以外	7単位
		選択必修科目b		6～21単位
		選択科目		52～88単位
		計		73～109単位
キャリア形成科目		選択必修科目c		2～6単位
		選択必修科目d		2～7単位
		選択科目		0～2単位
		計		5～15単位
合計		128単位		

2年次進級要件	休学・停学期間を除き1年以上在学していること。
3年次進級要件	1 休学・停学期間を除き2年以上在学していること。 2 総修得単位50単位以上を修得していること。
4年次進級要件	1 休学・停学期間を除き3年以上在学していること。 2 卒業要件単位数のうち100単位以上を修得していること。
卒業要件	休学・停学期間を除き4年以上在学し、卒業要件単位数128単位以上を修得していること。

(注1) 履修制限

一年度内に履修できる単位数は、48単位を超えないものとする。ただし、次の科目の単位数については履修制限単位数に含めない。

国家試験受験資格取得に必要な指定科目

学則別表第2に定める教職課程の科目 ただし、教職に関する科目のうち次の科目は履修制限単位数に算入する。

発達心理学

現代社会と青年の心理

教育制度論

(注2) 留年生に対する特例措置

- ① 留年した1年次生で前年度までの進級要件に対する修得単位数が20単位以上の者は、1年次配当科目のほか、2年次に配当された科目のうち30単位以内の授業科目の履修を認める。ただし、専門教育科目の実習科目の履修は認めない。
- ② 留年したことのある2年次生で前年度までの進級要件に対する修得単位数が50単位以上の者は、2年次配当科目のほか、3年次に配当された科目のうち30単位以内の授業科目の履修を認める。ただし、専門教育科目の実習科目の履修は認めない。なお、プレゼミは履修登録すること。
- ③ 上記①、②とも、低学年配当の必修科目を優先に履修する。

(注3) 他学科履修について

医療健康科学部の他学科専門科目のうち、指定された授業科目について、選択科目として30単位まで履修することができる。ただし、在籍年次より上の年次に配当されている授業科目については履修できない。また、受講人数が多い場合は、履修制限を行う。

(4) 医療健康科学部 理学療法学科

(2020年度からの教育課程)

区分		卒業要件単位数		
総合科目	人文・社会・自然群、	選択必修科目a	1～8単位	
	外国語群、健康・スポーツ群	選択科目	13～25単位	
		計	14～26単位	
専門教育科目	専門科目	必修科目	卒業研究	8単位
			卒業研究以外	90単位
		選択科目		0～12単位
		計		98～110単位
キャリア形成科目	必修科目		4単位	
	選択科目		0～6単位	
	計		4～10単位	
合計			128単位	

2年次進級要件	休学・停学期間を除き1年以上在学していること。
3年次進級要件	1 休学・停学期間を除き2年以上在学していること。 2 総修得単位50単位以上を修得していること。
4年次進級要件	休学・停学期間を除き3年以上在学していること。
卒業要件	休学・停学期間を除き4年以上在学し、卒業要件単位数128単位以上を修得していること。

(注1) 履修制限

一年度内に履修できる単位数は、48単位を超えないものとする。ただし、次の科目の単位数については履修制限単位数に含めない。

国家試験受験資格取得に必要な指定科目

(注2) 留年生に対する特例措置

① 留年した1年次生で前年度までの進級要件に対する修得単位数が20単位以上の者は、1年次配当科目のほか、2年次に配当された科目のうち30単位以内の授業科目の履修を認める。

② 留年したことのある2年次生で前年度までの進級要件に対する修得単位数が50単位以上の者は、2年次配当科目のほか、3年次に配当された科目のうち30単位以内の授業科目の履修を認める。

③ 上記①、②とも、低学年配当の必修科目を優先に履修する。

(5) 医療健康科学部 健康スポーツ科学科

(2020年度からの教育課程)

区分			卒業要件単位数	
総合科目	人文・社会・自然群、 外国語群	選択必修科目a	1～8単位	
		選択科目	13～39単位	
		計	14～40単位	
専門教育科目	専門科目	必修科目	卒業研究	8単位
			卒業研究以外	9単位
		選択科目	63～93単位	
		計	80～110単位	
キャリア形成科目		選択科目	4～8単位	
		計	4～8単位	

合計	128単位
----	-------

2年次進級要件	休学・停学期間を除き1年以上在学していること。
3年次進級要件	1 休学・停学期間を除き2年以上在学していること。 2 総修得単位50単位以上を修得していること。
4年次進級要件	1 休学・停学期間を除き3年以上在学していること。 2 卒業要件単位数のうち100単位以上を修得していること。
卒業要件	休学・停学期間を除き4年以上在学し、卒業要件単位数128単位以上を修得していること。

(注1) 履修制限

一年度内に履修できる単位数は、48単位を超えないものとする。ただし、次の科目の単位数については履修制限単位数に含めない。

学則別表第2に定める教職課程の科目 ただし、教職に関する科目のうち次の科目は履修制限単位数に算入する。

発達心理学

現代社会と青年の心理

教育制度論

(注2) 留年生に対する特例措置

① 留年した1年次生で前年度までの進級要件に対する修得単位数が20単位以上の者は、1年次配当科目のほか、2年次に配当された科目のうち30単位以内の授業科目の履修を認める。

② 留年したことのある2年次生で前年度までの進級要件に対する修得単位数が50単位以上の者は、2年次配当科目のほか、3年次に配当された科目のうち30単位以内の授業科目の履修を認める。ただし、次の学科で指定する授業科目の履修は認めない。

生体電気計測学演習、プログラミング応用演習、健康スポーツ統計演習、スポーツICT演習、スポーツ医学と救急救命演習、スポーツコンディショニング演習、スポーツ情報処理入門

③ 上記①②とも、低学年配当の必修科目を優先に履修する。

(注3) 他学科履修について

医療健康科学部の他学科専門科目のうち、指定された授業科目について、選択科目として30単位まで履修することができる。ただし、在籍年次より上の年次に配当さ

れている授業科目については履修できない。また、受講人数が多い場合は、履修制限を行う。

(6) 情報通信工学部 情報工学科

(2020年度からの教育課程)

区分		卒業要件単位数		
総合科目	人文・社会・自然群		8～16単位	
	外国語群	選択必修科目	4～8単位	
		選択科目	0～4単位	
		計	6～12単位	
	健康・スポーツ群		3～5単位	
	プロジェクトスキル形成群		6～14単位	
計		24～32単位		
専門教育科目	基礎専門科目	必修科目	18単位	
		選択科目	6～22単位	
		計	24～40単位	
	専門科目	情報工学	必修科目	6単位
			選択科目	10～20単位
		情報工学以外	必修科目	2単位
			選択科目	30～54単位
		卒業研究	必修科目	8単位
		特別選択科目		0～10単位
	計		56～80単位	
	合計			128単位

2年次進級要件	休学・停学期間を除き1年以上在学していること。
3年次進級要件	1 休学・停学期間を除き2年以上在学していること。 2 総修得単位50単位以上を修得していること。
4年次進級要件	1 休学・停学期間を除き3年以上在学していること。 2 卒業要件単位数のうち、100単位以上を修得していること。
卒業要件	休学・停学期間を除き4年以上在学し、卒業要件単位数128単位以上を

修得していること。

(注1) 履修制限

一年度内に履修できる単位数は、48単位を超えないものとする。ただし、次の科目の単位数については履修制限単位数に含めない。

履修登録する時点で夏期及び春期集中科目として開講予定の科目
インターンシップ

学則別表第2に定める教職課程の科目 ただし、教育の基礎的理解に関する科目等のうち次の科目は履修制限単位数に算入する。

発達心理学
現代社会と青年の心理
教育制度論

(注2) 留年生に対する特例措置

- ① 留年した1年次生で前年度までの進級要件に対する修得単位数が20単位以上の者は、1年次配当科目のほか、2年次に配当された科目のうち30単位以内の授業科目の履修を認める。
- ② 留年したことのある2年次生で前年度までの進級要件に対する修得単位数が50単位以上の者は、2年次配当科目のほか、3年次に配当された科目のうち30単位以内の授業科目の履修を認める。

(注3) 特別選択科目による他学科専門科目の履修について

自身の学科に無い他学科の学科専門科目のうち、実験、実習、演習、ゼミナール関連科目を除く授業科目について履修することができ、特別選択科目として10単位まで単位認定される。ただし、2年次生以上でかつ在籍年次より下の年次に配当されている授業科目を履修できることとする。また、科目担当教員の受講許可を必要とする。

(7) 情報通信工学部 通信工学科

(2020年度からの教育課程)

区分		卒業要件単位数	
		H履修プログラム	S履修プログラム
総合科目	人文・社会・自然群	2～14単位	
	外国語群	選択必修科目	3～8単位

		選択科目	0～4単位	
		計	3～12単位	
	健康・スポーツ群		1～5単位	
	プロジェクトスキル形成群		4～16単位	
	計		18～40単位	
共通重点科目	必修科目		4単位	
	選択科目		0～8単位	
	計		4～12単位	
専門教育科目	基礎専門科目	必修科目	7単位	
		選択科目	5～32単位	
		計	13～34単位	
	専門科目	必修科目	卒業研究	8単位
			卒業研究以外	20単位
		選択必修科目	<input type="checkbox"/> H 10～14単位	<input type="checkbox"/> S 10～14単位
		選択科目	14～38単位	
		特別選択科目	0～10単位	
		計	56～80単位	
合計			128単位	

2年次進級要件	休学・停学期間を除き1年以上在学していること。
3年次進級要件	1 休学・停学期間を除き2年以上在学していること。 2 総修得単位50単位以上を修得していること。
4年次進級要件	1 休学・停学期間を除き3年以上在学していること。 2 各履修プログラムの卒業要件単位数のうち100単位以上を修得していること。
卒業要件	1 休学・停学期間を除き4年以上在学していること。 2 各履修プログラムの卒業要件単位数128単位以上をいずれかの履修プログラムにおいて修得していること。

(注1) 履修制限

一年度内に履修できる単位数は、48単位を超えないものとする。ただし、次の科目の単位数については履修制限単位数に含めない。

履修登録する時点で夏期及び春期集中科目として開講予定の科目

インターンシップ

学則別表第2に定める教職課程の科目 ただし、教育の基礎的理解に関する科目等のうち次の科目は履修制限単位数に算入する。

発達心理学

現代社会と青年の心理

教育制度論

(注2) 留年生に対する特例措置

① 留年した1年次生で前年度までの進級要件に対する修得単位数が20単位以上の者は、1年次配当科目のほか、2年次に配当された科目のうち30単位以内の授業科目の履修を認める。

② 留年したことのある2年次生で前年度までの進級要件に対する修得単位数が50単位以上の者は、2年次配当科目のほか、3年次に配当された科目のうち30単位以内の授業科目の履修を認める。

(注3) 特別選択科目による他学科専門科目の履修について

自身の学科に無い他学科の学科専門科目のうち、実験、実習、演習、ゼミナール関連科目を除く授業科目について履修することができ、特別選択科目として10単位まで単位認定される。ただし、2年次生以上でかつ在籍年次より下の年次に配当されている授業科目を履修できることとする。また、自学科主任の許可及び科目担当教員の受講許可を必要とする。

(8) 総合情報学部 デジタルゲーム学科、ゲーム&メディア学科

(平成30年度からの教育課程)

区分	卒業要件単位数		
	総合科目	人文・社会・自然群	
外国語群		選択必修科目	4～8単位
		選択科目	2～6単位
		計	6～10単位
健康・スポーツ群		3～7単位	

	キャリア形成群	7～11単位	
	計	24～40単位	
専門教育科目	必修科目	26単位	
	選択必修	卒業制作	8単位
		卒業研究	
	選択科目	54～70単位	
	計	88～104単位	
合計		128単位	

2年次進級要件	休学・停学期間を除き1年以上在学していること。
3年次進級要件	休学・停学期間を除き2年以上在学していること。
4年次進級要件	1 休学・停学期間を除き3年以上在学していること。 2 総修得単位100単位以上を修得していること。
卒業要件	1 休学・停学期間を除き4年以上在学していること。 2 卒業要件単位数 128単位以上を修得していること。 3 キャリアユニットを含む少なくとも3つのユニット(科目群)修得認定要件を満たしていること。 4 卒業研究又は卒業制作を修得していること。

(注1) 履修制限

一年度内に履修できる単位数は、50単位を超えないものとする。ただし、留年生及び編入学生については、この限りではない。また、一旦不合格(D評価)となった科目を履修するときの当該科目の単位数については、履修制限単位数に含めない。

(注2) 履修上の取り扱い

① 専門教育科目のうち、選択科目については、在籍年次より上の年次に担当されている授業科目も履修可とする。ただし、受講人数が多い場合は、履修制限を行う。

② ユニット(科目群)の修得認定要件

各ユニット科目の中から、そのユニットの必修科目を含み32単位以上を修得すること。

卒業するためには、キャリアユニットを含む3つのユニットの修得認定要件を満たすこと。

(注3) 他学科履修について

総合情報学部他学科専門科目のうち、指定された授業科目について、選択科目として20単位まで履修することができる。ただし、在籍年次より上の年次に担当されている授業科目については履修できない。また、受講人数が多い場合は、履修制限を行う。

(9) 総合情報学部 情報学科

(2020年度からの教育課程)

区分		卒業要件単位数		
		CSコース (コンピュータサイエンスコース)	DMコース (デジタルメディアコース)	
総合科目	人文・社会・自然群	8～12単位	8～28単位	
	外国語群	選択必修科目	□a 4～8単位	—
		選択科目	0～4単位	4～12単位
		合計	4～8単位	4～12単位
	健康・スポーツ群	2～6単位	2～6単位	
	計	14～18単位	14～34単位	
基礎専門科目	必修科目	14単位	—	
	選択必修科目	□b 4～8単位	—	
	選択科目	0～12単位	20～38単位	
	計	20～30単位	20～38単位	
専門科目	必修科目	48単位	18単位	
	選択必修科目	□c 12～20単位	□d 4～8単位	
	選択科目	12～34単位	30～72単位	
	計	80～94単位	56～94単位	
合計		128単位	128単位	

2年次進級要件	休学・停学期間を除き1年以上在学していること。
---------	-------------------------

3年次進級要件	1 休学・停学期間を除き2年以上在学していること。 2 総修得単位50単位以上を修得していること。
4年次進級要件	1 休学・停学期間を除き3年以上在学していること。 2 CSコース又はDMコースのいずれかの卒業要件単位数が90単位以上を修得していること。
卒業要件	休学・停学期間を除き4年以上在学し、卒業時に所属コースの卒業要件単位数128単位以上を修得していること。(なお4年次途中でのコース変更は認めない。)

(注1) 履修制限

- ① 一年度内に履修できる単位数は、48単位を超えないものとする。ただし、次の科目の単位数については履修制限単位数に含めない。

インターンシップ

学則別表第2に定める教職課程の科目 ただし、教育の基礎的理解に関する科目等のうち次の科目は履修制限単位数に算入する。

発達心理学

現代社会と青年の心理

教育制度論

- ② 卒業研究に着手している期間、3年次の授業時間割に編成された卒業研究の時間において、次の科目を除き授業を履修することはできない。

(a) スタディスキル、C++プログラミング実習1、C++プログラミング実習2、情報システム実験、キャリアプランニング1、キャリアプランニング2

(b) 教職課程における免許取得上の必修科目

(注2) 留年生に対する特例措置

- ① 留年したことのある1年次生は、1年次配当科目のほか、2年次に配当された科目のうち30単位以内の授業科目を履修を認める。ただし、次の授業科目の履修は認めない。

C++プログラミング実習3、C++プログラミング実習4、プログラミング総合演習1、プログラミング総合演習2、論理設計演習、グループプログラミング演習、情報システム実験、ウェブプログラミング演習、CGプログラミング演習、プレゼミ

- ② 留年したことのある2年次生は、2年次配当科目のほか、3年次に配当された科目のうち30単位以内の授業科目を履修を認める。ただし、次の授業科目の履修は認めない。

い。

プログラミング総合演習3、組み込みソフトウェア開発基礎演習、組み込みソフトウェア開発演習、GUIデザイン演習、エンジニアリングデザイン演習

③ 留年したことがある3年次生は、4年次配当科目を履修することができる。また、卒業要件を満たした場合、卒業することができる。

(注3) 卒研着手条件

3年次生以上でかつ「プレゼミ」の科目に合格していること。

(注4) 他学科履修

4年次生は総合情報学部他学科の開講科目の中で、学科で指定された科目を同一年度に10単位まで履修することができる。なお合格した場合は専門科目の選択科目(△)として単位認定する。

(10) 金融経済学部 資産運用学科

(平成26年度からの教育課程)

区分			卒業要件単位数				
			1コース 〔証券コー ス〕	2コース 〔FPコー ス〕	3コース 〔簿記・会 計コース〕	4コース 〔ビジネス ITコース〕	5コース 〔ビジネス 教養コー ス〕
総合科目	人間・社 会・科学群	必修科目	2単位				
		選択科目	8～20単位				
		計	10～22単位				
	語学群		5～10単位				
	自立形成 群	必修科目	4単位				
		選択科目	2～4単位				
		計	6～8単位				
健康・スポーツ群		1単位					
計		22～43単位					
専門教育 科目	基礎専門 科目	必修科目	6単位				
		選択必修 科目	□a 4～8単位				

	選択科目	20～40単位				
	計	30～50単位				
専門科目	必修科目	8単位				
	選択必修科目	□b 10単位～22単位				
		□1 10単位～18単位	□2 10単位～14単位	□3 8単位～16単位	□4 8単位～12単位	□5 8単位～12単位
	選択科目	0～44単位	0～44単位	0～46単位	0～46単位	0～46単位
	特別選択科目	0～10単位				
計	41～72単位					
合計		124単位				

2年次進級要件	休学・停学期間を除き1年以上在学していること。
3年次進級要件	1 休学・停学期間を除き2年以上在学していること。 2 総修得単位50単位以上を修得していること。
4年次進級要件	1 休学・停学期間を除き3年以上在学していること。 2 各コースの卒業要件単位数のうち、いずれかのコースにおいて100単位以上を修得していること。
卒業要件	1 休学・停学期間を除き4年以上在学していること。 2 各コースの卒業要件単位数のうち、いずれかのコースにおいて124単位以上を修得していること。

(注1) 履修制限

一年度内に履修登録できる単位数は、50単位を超えないものとする。また、一旦不合格となった科目を履修するときの、当該科目の単位数についても履修制限に含めない。

(注2) 留年生に対する特例措置

- ① 留年した1年次生で前年度までの進級要件に対する修得単位数が20単位以上の者は、1年次配当科目のほか、2年次に配当された科目のうち30単位以内の授業科目の履修を認める。
- ② 留年したことのある2年次生で前年度までの進級要件に対する修得単位数が50単

位以上の者は、2年次配当科目のほか、3年次に配当された科目のうち30単位以内の授業科目の履修を認める。

- ③ 留年したことがある3年次生で前年度までの進級要件に対する卒業要件単位数が90単位以上の者は、3年次配当科目のほか、4年次に配当された専門ゼミ2の履修を認める。卒業要件を満たした場合は、卒業することができる。
- ④ 留年したことがある4年次生が、前期に卒業要件を満たした場合は、9月に卒業することができる。